



富 19 都政発第 33 号

平成 19 年 5 月 7 日

国土交通省道路局長 殿

富士吉田市長 堀 内 茂



中期的な計画の作成にあたっての意見について（回答）

平成 19 年 4 月 2 日付け国道企第 114 号で依頼のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

近年、地方自治体を取り巻く社会情勢は少子高齢化等により大きく変化し、また財政・環境問題等、様々な課題が顕在化し、大変厳しい状況にあります。

このような状況下、本市における交通体系整備の方針は「富士吉田市総合計画」、「富士吉田市都市計画マスタープラン」を基本とし幹線道路網等の整備を定め、事業を進めておりますが、特に慢性的な交通渋滞の解消と観光・防災等にも配慮した広域及び地域の円滑な自動車交通の確保が課題となっております。

富士北麓地域は、地域をつなぐ道路網の形成が十分でないため、平日には国道 138 号・139 号の一部に、観光シーズンにおいては観光客の車両の流入によりこれ以外の国道等においても激しい交通渋滞が発生しており、地域の連携を強化するとともに観光や日常生活を支える円滑な交通処理を図るため放射状道路と環状道路を中心とする道路網の形成が急がれています。

また、富士山火山災害や地震災害の発生時における安全な移動を確保するための国道等を基軸とした代替機能を有する道路網の整備促進や市街地内の避難路・ライフライン等を確保するための防災に配慮した道路の配置・幅員・構造物等による道路の防災機能の強化も急を要するものとなっております。

このほかにも道路空間の整備、公共交通機関の整備等があげられますが、この 2 点が本市において特に優先度の高い重要施策と考えておりますので、今後作成される中期計画には、このように各地域が抱えている深刻な問題を解消するような地域の実情に即した施策を進めていただきたい。

以上